

議案第18号

大府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

大府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月24日提出

大府市長 岡村 秀人

大府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大府市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年大府市条例第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の</p>

改正後	改正前														
<p>日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については、1人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までの</u>いずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p><u>(1)～(5)</u> 略</p> <p>4 略</p> <p>別表（第5条関係） 補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="219 1193 1075 1380"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年未満</td> <td>10年以上 20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	<p>日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については、1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までの</u>いずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p><u>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）</u></p> <p><u>(2)～(6)</u> 略</p> <p>4 略</p> <p>別表（第5条関係） 補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="1178 1193 2033 1380"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年未満</td> <td>10年以上 20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
階級		勤務年数													
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上												
階級	勤務年数														
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上												

改正後				改正前			
団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>	団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>	分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長、班長及び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>
備考 略				備考 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大府市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた大府市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。